

本校における教育実習について

本校での教育実習を希望する場合は、次に掲げる規定にしたがって、教育実習実施の前年度に申し込みをしてください。申込期間を過ぎると受付はしませんので、十分に注意してください。なお、電子メールでの申し込みは受付していません。直接来校するか電話等にて、教頭もしくは教務主任に教育実習を申し込む旨を連絡してください。

群馬県立伊勢崎高等特別支援学校
電話：0270-74-1991

教育実習規定

（受入許可条件）

- 1 本校で指定する期間内に実習可能な者。
- 2 指導にあたる適当な指導教員がいること。
- 3 指導可能な人数を受け入れる。
- 4 特別支援教育及び教科「福祉」の教職を志す者。
- 5 人物が妥当であると認められた者。

（許可手続き）

実習の許可手続きは、次の手順による

- 1 前年末までに実習を希望する旨を申し出る。
令和8年4月20日（月）～12月21日（月）
- 2 学校より準備した書類（実習受入のお願い）を持参し、教頭、教務等で面談を行い、実習希望の意志や実習を受け入れるのにふさわしい人物であるかを確認する。
- 3 教頭、教務より、校長へ面談の結果を伝え、協議し、実習受入の内諾をする。
- 4 内諾書を得た上で、実習年度において、校長と面談を行うとともに、校長あて所属大学長（学部長）名をもって教育実習の承認の依頼をする。
- 5 校長は、上記承認申請書により適切と認められた場合、承諾書を大学あて発送する。

（実習期間）

- 1 本校で実施する期間は、2週間（11日間、80時間以上）とする。
令和9年10月19日（火）～11月4日（木）
※予定のため、変更となる場合があります。